



鳥取県公報

平成12年7月7日(金)

第7195号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する届出事項の変更（経営流通課）…………… 1
	土地改良事業の同意（2件）（耕地課）…………… 2
	土地改良事業の工事の完了（ 〃 ）…………… 2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）…………… 2
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（管理課）…………… 3
	公募型指名競争入札の実施（2件）（ 〃 ）…………… 6

告 示

鳥取県告示第427号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、縦覧に供する。

平成12年7月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスコ鳥取北ショッピングセンター イーストコート
鳥取市南隈字東折返115-1 ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
変更前 午後8時
変更後 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前9時から午後9時まで
変更後 午前9時から午後10時まで
- 3 変更年月日
平成12年7月7日
- 4 届出年月日
平成12年6月27日
- 5 縦覧に供する書類
変更事項届出書及びその添付書類

6 縦覧に供する期間

平成12年7月7日から4月間

7 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経営流通課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

8 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第428号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（棚田地域等緊急保全対策事業高路地区区画整理）について平成12年6月29日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成12年7月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（棚田地域等緊急保全対策事業岩坪地区区画整理）について平成12年6月29日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成12年7月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第430号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成12年7月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
岩美町	基盤整備促進事業外邑地区農道整備及び暗きょ排水	平成12年3月24日

鳥取県告示第431号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成12年7月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

鹿野町

- 2 都市計画事業の種類及び名称
鹿野都市計画下水道事業 鹿野町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成4年10月6日から平成17年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
追加する部分 気高郡鹿野町大字鹿野字中柳居田及び字下柳居田

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年7月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 主要地方道鳥取鹿野倉吉線道路改良工事（三朝トンネル）
- (2) 工 事 場 所 東伯郡三朝町大字三朝地内から同町大字横手地内まで
- (3) 工 事 内 容 本件工事は、主要地方道鳥取鹿野倉吉線のトンネルの工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。
- (4) 工事の詳細
 - 掘 削 工 法：NATM
 - トンネル延長：942m
 - 幅 員：10.25m（車道＝6.5m）
 - 断 面：上半径R＝5.450m
下半径R＝10.900m（3心円）
 - 平 面 線 形：R600 直線 R600
 - 縦 断 勾 配：i＝0.438%（終点側へ下り）
 - 掘 削 方 向：終点側坑口より片押し施工
- (5) 工期 平成12年10月から平成16年3月20日まで
- (6) 予 定 価 格 3,205,701,450円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1)から(4)までに掲げる要件を全て満たすこと。
 - (1) 共同企業体に関する条件
 - ア 共同企業体の構成員が、4名であること。
 - イ 共同企業体の代表者が最も大きな施工能力を有する者であること。
 - ウ 各構成員の出資比率が15パーセント以上であり、代表者の出資比率が構成員中最大であること。
 - エ 共同企業体の構成員が本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。
 - (2) 共同企業体の構成員の資格
 - ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 土木工事業について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成12年鳥取県告示第232号（建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく一般土木工事に係る一般競争入札参加資格を有し、又は平成12年8月25日（金）までに有する見込があること。

エ 平成12年7月7日（金）から同年8月25日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

オ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における土木一式工事の総合評点が1,250点以上であること。

イ 昭和60年度以降に、完成検査を終了している延長900m以上のNATMによる道路トンネル工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績（共同企業体に係る実績にあつては代表者として施工したものに限る。）があること。

ウ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

(ア) 昭和60年度以降に、同種工事の経験を有する者であること。

(イ) 土木一式工事について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評点が960点以上であること。

イ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される一級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、土木一式工事について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 資格に関する問合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設業係 電話0857-26-7347

4 入札説明書等

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するものとする。

(1) 交付期間及び時間

平成12年7月7日（金）から同月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

倉吉市東巖城町2 中部総合事務所内

鳥取県倉吉土木事務所総務課庶務係 電話0858-23-3212

(3) 設計図書の入手方法

(2)に問い合わせること。

5 資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次により共同企業体の構成員ごとの競争入札参加資格確認申請書その他の書類（以下「申請書等」という。）を持参し、2の資格に適合することの確認を受けなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間及び時間

4の(1)に同じ。

(2) 提出場所

3に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札書の提出方法

持参又は郵送（書留郵便（親展扱いとすること。）に限る。）とする。

(2) 入札執行の日時

平成12年8月25日（金）午前10時。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月24日（木）午後5時までとする。

(3) 入札執行の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂（本庁舎1階）

(4) 郵送による入札書の提出先

3に同じ。

(5) 入札保証金

免除

(6) 入札の無効

2の資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札並びに鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則66号）、この公告及び入札説明書に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(8) 入札に当たっての留意事項

ア 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 代理人により入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。

ウ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認めるときは、入札の執行を中止とすることがある。

エ その他鳥取県建設工事執行規則、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）及び入札説明書に定めるところによる。

7 入札後の留意事項

(1) 入札終了後、落札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した届出書を提出しなければならない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提出

ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

（4）鳥取県建設工事執行規則第60条第1項に規定する前金払及び同規則第65条第1項に規定する部分払については、入札説明書のとおりとする。

8 契約担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部道路課路政係 電話0857-26-7353

9 その他

（1）契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

（3）提出された資料は、返却しない。また、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

（4）資料作成及び工事内容に関する説明会等は、行わない。

（5）本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

10 Summary

（1）Subject matter of the contract : Construction work of the Misasa Tunnel

（2）The closing date and time for the submission of application and attached documents for the qualification confirmation : 5 : 00PM 21, July, 2000

（3）The date and time for the submission of tenders : 10 : 00AM 25, August, 2000 (Tenders submitted by mail must be received by 5 : 00PM 24, August, 2000)

（4）A contact point where tender documents are available : Administration Division, Department of Public Works, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan, TEL 0857-26-7347

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成12年7月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

（1）工 事 名 一般県道陸上岩井線道路改良工事（田河内トンネル）

（2）工 事 場 所 岩美郡岩美町大字田河内及び同町大字宇治地内

（3）工 事 内 容

本件工事は、一般県道陸上岩井線のトンネルの工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。

（4）工事の詳細

掘削方式：NATM

延 長：490.0m
幅 員：8.5m（車道＝6.0m）
断 面：上半径R＝4.450m
下半径R＝7.300m（3心円）

平面線形：直線 R600

縦断勾配：i＝0.6%（終点側へ下り）

掘削方向：終点側坑口より片押し施工

掘削断面積：おおむね52㎡

(5) 工 期 平成12年10月から平成15年3月25日まで

(6) 予 定 価 格 1,748,765,550円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
- ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 土木工事業について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 平成11年鳥取県告示第375号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。
- エ 県外に本店を有する者にあつては、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における土木一式工事の総合評点が1,250点以上であること。
- オ 県内に本店を有する者にあつては、入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された一般土木工事に係る総合点数が1,070点以上であること。
- カ 平成12年7月7日（金）から同月17日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- キ 平成12年4月1日（土）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 昭和60年度以降に、完成検査を終了している延長400メートル以上のNATMによる道路トンネル工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績（共同企業体に係る実績にあつては、代表者として施工したものに限る。）があること。
- イ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。
 - (ア) 昭和60年度以降に、同種工事の経験を有する者であること。
 - (イ) 土木一式工事について建設業法第15条第2号イの規定に該当する者として、同法第27条の18第1

項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

ア 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される一級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

イ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成12年7月7日(金)から同月17日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されらるゝとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成12年7月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般国道183号(生山道路)道路改良工事(生山トンネル)

(2) 工 事 場 所 日野郡日南町生山

(3) 工 事 内 容

本件工事は、一般国道183号(生山道路)のトンネルの工事を特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工によって行うものである。

(4) 工 事 の 規 模 ・ 構 造 等

掘 削 工 法 : NATM

延 長 : 407.0m

幅 員 : 11.0m(車道=7.0m)

断 面 : 半径R1=5.650m(単心円)

平 面 線 形 : R2200

縦 断 勾 配 : $i=0.5\%$ (終点側へ下り)

掘 削 方 向 : 終点側坑口より片押し施工

掘削断面積 : おおむね77.5 m^2

(5) 工 期 平成12年10月から平成14年6月30日まで

(6) 予 定 価 格 1,324,723,050円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 土木工事業について建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成11年鳥取県告示第375号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

エ 県外に本店を有する者にあつては、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。)の結果における土木一式工事の総合評点が1,250点以上であること。

オ 県内に本店を有する者にあつては、入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された一般土木工事に係る総合点数が1,070点以上であること。

カ 平成12年7月7日(金)から同月17日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

キ 平成12年4月1日(土)からおつて通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(3) 共同企業の代表者の資格

ア 昭和60年度以降に、完成検査を終了している延長400メートル以上のNATMによる道路トンネル工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績（共同企業体に係る実績にあっては、代表者として施工したものに限る。）があること。

イ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

（ア）昭和60年度以降に、同種工事の経験を有する者であること。

（イ）土木一式工事について建設業法第15条第2号イの規定に該当する者として、同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

（4）共同企業体の代表者以外の者の資格

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

ア 主任技術者にあっては、建設業法第27条第1項の規定により実施される一級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

イ 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

（1）技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成12年7月7日（金）から同月17日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

（2）技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

（1）に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

（3）技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

（1）関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

（2）技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されらるゝとは限らない。

（3）技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

（4）工事内容に関する説明会は、行わない。

（5）提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

（6）本件工事の落札者は、1の（6）の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。